

2019 BUSINESS REPORT

HAZAMA ANDO CORPORATION

平成31年3月期 報告書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで



豊間・薄磯地区整備工事

平成31年3月期定時株主総会 招集ご通知添付書類

株式会社 安藤・間

(呼称：安藤ハザマ)

証券コード：1719

株主の皆様へ

目次

株主の皆様へ

〔平成31年3月期定時株主総会招集ご通知添付書類〕

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果	2
2. 設備投資等の状況	4
3. 資金調達の状況	4
4. 財産および損益の状況の推移	4
5. 対処すべき課題	5
6. 重要な親会社および子会社の状況	6
7. 主要な事業内容	6
8. 主要な営業所等	6
9. 使用人の状況	7
10. 主要な借入先	7
11. その他の企業集団の現況に関する重要な事項	7

2 会社の株式に関する事項

3 会社の新株予約権等に関する事項

4 会社の役員に関する事項

5 会計監査人の状況

6 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

7 会社の支配に関する基本方針

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

〔ご参考〕

主な土木工事

主な建築工事

主な技術・研究開発

安藤ハザマ NEWS

会社の概況

株主メモ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、昨年7月に当社工事現場にて大規模な火災を発生させました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様には心からお悔やみ申し上げます。また、負傷された方々に対して心よりお見舞いとお詫びを申し上げます。さらに、株主の皆様をはじめ多くの方々に変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めてお詫びいたします。被災された方々に誠心誠意対応させていただくとともに、私が先頭に立って厳に再発防止を徹底し、日々の安全衛生管理を着実にを行い、皆様からの早期信頼回復に尽力してまいります。

私たちは「中期経営計画(2019.3期～2021.3期)」の基本方針に、「イノベーションによる成長の実現」を掲げ、常に時代の先を考え、柔軟な思考と新しい発想によりイノベーションを起こし、新たな価値を創造すべく各種施策に鋭意取り組んでいます。平成31年4月には、建設事業の基盤をさらに強化し、持続的な成長を確実なものとするため、大規模な機構改革を実施いたしました。

安藤ハザマは、これからも安全と品質に拘り続け、社会から信頼され、社会とともに成長する企業グループを目指して、全社一丸となって社業に邁進してまいります。株主の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

福富正人

連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ad-hzm.co.jp/ir/convocation.html>）に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。

事業報告 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用環境が着実に改善し、個人消費の持ち直しが続き、民間設備投資も増加しているなか、引き続き緩やかに回復してきました。

今後についても、国内外の政治・経済情勢の不透明性には留意が必要ではあるものの、雇用・所得環境が改善するなかで、各種政策の効果もあり、緩やかな景気回復が続くことが期待されます。

当社グループの主たる事業である建設産業におきましては、政府建設投資は底堅く、設備投資も増加していることから、堅調に推移しました。

平成30年7月に東京都多摩市の施工中の建築物において発生させました火災におきましては、お亡くなりになられた方々のご冥福を改めてお祈りするとともに、関係者の皆様

に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。策定しました再発防止策を確実に実行し、役職員一丸となり、早期の信頼回復に向けて、より一層尽力を重ねてまいります。

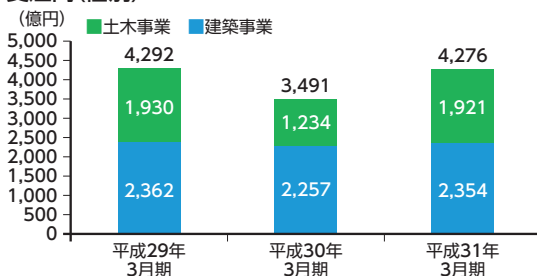
このような状況のもと、「中期経営計画（2019.3期～2021.3期）」の初年度となる当連結会計年度の業績は、受注高につきましては、土木工事、建築工事ともに前期を上回り、前期比784億円（22.5%）増加の4,276億円となりました。

売上高につきましては、一部の大型工事の進捗が予想を下回り、完成工事高が減少したことなどにより、前期比170億円（4.5%）減少の3,599億円となりました。

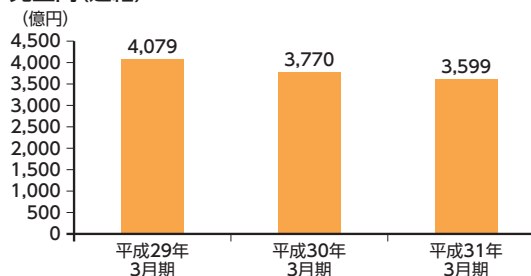
利益面においても、売上高の減少とあわせ、上述の火災にともなう損失を計上したことなどにより、営業利益は前期比120億円（33.7%）減少の236億円、経常利益は前期比122億円（35.3%）減少の224億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比149億円（62.9%）減少の88億円となりました。

（注）受注高については、個別ベースで記載しております。

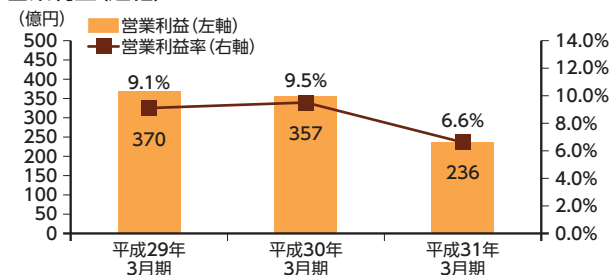
受注高（個別）



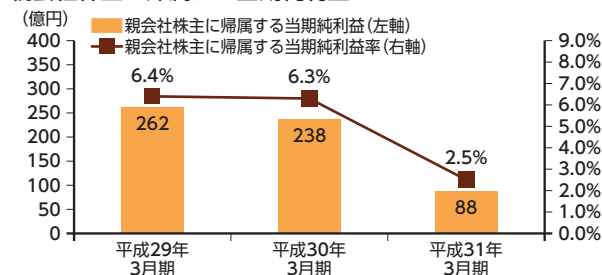
売上高（連結）



営業利益（連結）



親会社株主に帰属する当期純利益



当社グループにおける各事業の概況は次のとおりです。

(土木事業)

受注高は、1,921億円となりました。内訳は、官公庁50.1%、民間49.9%であり、海外工事は全体の7.1%です。

主な受注工事は、青森県東青地域県民局「駒込ダム本体建設工事」です。

売上高は、完成工事高が1,187億円、営業利益は180億円となりました。

主な完成工事は、独立行政法人都市再生機構「豊間・薄磯地区整備工事」です。

(建築事業)

受注高は、2,354億円となりました。内訳は、官公庁16.6%、民間83.4%であり、海外工事は全体の7.4%です。

主な受注工事は、全国農業協同組合連合会「(仮称) JA神奈川県厚生連 相模原協同病院移転新築工事」です。

売上高は、完成工事高が2,088億円、営業利益は91億円

となりました。

主な完成工事は、国立府中特定目的会社「DPL国立府中新築工事」です。

以上、建設事業である土木事業・建築事業の合計額では、受注高は4,276億円となり、内訳は官公庁31.7%、民間68.3%であり、海外工事は全体の7.3%となりました。また、完成工事高が3,276億円、営業利益は272億円となりました。

(注) 受注高およびその内訳は、個別ベースで記載しております。

(グループ事業)

売上高は273億円、営業利益は11億円となりました。主な売上高は、建設用資材の販売およびリース他によるものです。

(その他)

売上高は50億円、営業利益は7億円となりました。主な売上高は、調査・研究受託業務他によるものです。

当事業年度の部門別受注高・売上高・繰越高（個別ベース）

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土 木 事 業	(221,678) 221,526	192,178	118,790	294,914
建 築 事 業	(196,300) 196,703	235,473	208,858	223,318
小 計	(417,978) 418,229	427,651	327,649	518,232
そ の 他 売 上 高	—	—	5,050	—
合 計	(417,978) 418,229	427,651	332,699	518,232

(注) 1. 前期繰越高欄の上段（ ）内表示額は、前期における期末繰越高を表し、下段表示額は為替の影響を受ける海外工事について換算修正したものです。

2. その他売上高につきましては、受注生産の形態をとっていないことから、売上高以外の計数は表示しておりません。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は20億円です。

その内訳は、土木事業・建築事業10億円、グループ事業10億円であり、このうち主なものは機械及び装置（山岳トンネル向け掘削機）の購入、建設仮勘定（次世代エネルギープロジェクトNAS電池設備）等です。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の該当事項はありません。

4. 財産および損益の状況の推移

区 分	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	379,258	407,994	377,020	359,971
営 業 利 益 (百万円)	25,456	37,018	35,714	23,692
経 常 利 益 (百万円)	23,301	36,239	34,767	22,495
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	14,983	26,277	23,862	8,862
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	81.03	142.30	128.97	45.21
総 資 産 (百万円)	300,368	318,387	329,778	349,656
純 資 産 (百万円)	76,978	100,744	122,400	133,682
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	411.76	541.43	651.77	664.78
自 己 資 本 比 率 (%)	25.4	31.4	36.9	38.0
株 主 資 本 当 期 利 益 率 (ROE) (%)	21.4	29.9	21.5	7.0

(注) 1. 受注高については、子会社の一部が受注生産の形態をとっていないことから、記載しておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度の総資産の金額及び自己資本比率の数値は組替え後のもので表示しております。

5. 対処すべき課題

今後の事業環境については、雇用環境が着実に改善し、個人消費の持ち直しが続き、緩やかに景気回復が続くことが見込まれる一方で、国内外の政治・経済情勢の不透明性が及ぼす影響には留意が必要です。

建設産業におきましては、国内経済の堅調さを反映し、当面は安定的な事業環境が継続するものと見込まれていますが、長期的には建設投資は縮小すること、また、建設技能労働者の減少の継続により、働き方改革、生産性向上、人材育成等が課題となっています。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、平成30年3月に策定しました「イノベーションによる成長の実現」を基本方針とする「中期経営計画（2019.3期～2021.3期）」の諸施策を推進し、当該事業年度におきましては、次世代型エネルギーマネジメントシステムの構築・運用を目指す「安藤ハザマ 次世代エネルギープロジェクト」に着手しました。本プロジェクトは、平成30年8月に国土交通省の「平成30年度第1回サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）」に採択されたもので、本プロジェクトを通じて、低炭素社会およびサステナブルな社会の実現に貢献していきます。

また継続的に、生産性の一層の向上、働き方改革を通じた4週8閉所の実現、環境活動などの取組を実施してまいります。

当社グループは、「安心、安全、高品質な良いものづくり」という事業活動の基本方針を徹底しつつ、中期経営計画の達成に総力をあげて取組むことで、社会・顧客・株主・取引先・従業員等のすべてのステークホルダーの期待に応え、共に着実に成長し続ける会社を目指してまいります。

<中期経営計画（2019.3期～2021.3期）の概要>
(重点施策)

1. 建設事業の充実・強化

新築から維持更新まで、社会インフラを広く支えるための基盤創り

①技術開発

- ・施工生産性の向上に資する技術開発の加速と情報テクノロジーの活用拡大
- ・異業種、産学官、協力会社との連携の促進

- ・環境技術の適用と開発の推進

②人材育成・協力会社支援

- ・若手の早期育成とシニア社員の支援による技術伝承
- ・協力会社の採用・人材育成、経営強化を支援

③システム・業務の変革

- ・建設生産システムの改善・変革
- ・土木営業における強化セグメントの拡大（エネルギー分野、高速道路リニューアル分野等）
- ・建築営業における付加価値提案営業への転換（ライフサイクルコスト、ファシリティマネジメント等）
- ・BIM・CIMの活用拡大等による効率化等
- ・購買機能の強化と調達方法の多様化
- ・ICT・AI技術を活用した間接業務の効率化等

④海外事業

- ・ナショナルスタッフ育成等のグローバル化推進による生産性、収益性の改善等
- ・M&Aを含む事業の長期成長モデルの構築

2. 収益基盤の多様化

- ・次世代社会インフラ整備への取組強化
- ・次世代エネルギー利用も視野に入れたエネルギーマネジメントへの取組
- ・エネルギーマネジメントのノウハウ活用

3. グループ総合力の発揮

- ・グループ各社の担当機能の高度化
- ・建築事業の拡大に向けた横断的取組の強化

4. ESGへの取組強化

- ・環境活動の取組強化から事業化を推進
- ・社会の信頼に応える事業活動の展開（コンプライアンス、ダイバーシティの推進、働き方改革）
- ・社会貢献の充実

5. その他

- ・成長投資への積極的な資金投入

数値目標 ※2021年3月期（計画最終期）

	個別	連結
売上高	4,400億円程度	4,800億円程度
営業利益	330億円程度	360億円程度
営業利益率	7.5%以上	
ROE	15%	
総還元性向	—	30%以上

6. 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当する事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
安藤ハザマ興業株式会社	152百万円	100	建設用資材の販売およびリース
青山機工株式会社	80百万円	100	グランドアンカー、杭基礎工法等の基礎処理施工
菱晃開発株式会社	80百万円	100	不動産の売買、賃貸、仲介
株式会社アーバンプランニング	90百万円	100	建築設計、各種コンサルティング
ハザマアンドウ(タイランド)	14,174千THB	49.99	現地国における建設事業
ハザマアンドウムリンダ	50,000百万IDR	67	現地国における建設事業
ベトナムディベロップメントコンストラクション	1,000千USD	100	現地国における建設事業

- (注) 1. 資本金は、平成31年3月31日現在にて記載しております。
 2. 非連結子会社でありましたベトナムディベロップメントコンストラクションについては、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
 3. 当連結会計年度末においては、特定完全子会社はありません。

③技術提携等の状況

- ・西武建設株式会社と技術提携を含む事業提携を行っており、建築における工法の改良に関する共同開発等を行っております。
- ・東亜建設工業株式会社と業務提携を行っており、建築における工法の改良に関する共同開発等を行っております。

7. 主要な事業内容 (平成31年3月31日現在)

当社グループは、建設事業（土木・建築）を主な事業とし、さらに各事業に関連する事業活動を展開しております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者「(特-30) 第20330号」として国土交通大臣の許可を受け、土木・建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。

8. 主要な営業所等 (平成31年3月31日現在)

①当 社

本社	支店	札幌支店	東北支店	北陸支店	首都圏建築支店	関東土木支店	静岡支店	名古屋支店	大阪支店	四国支店	広島支店	九州支店	アジア支店	北米支店

技術研究所
海外営業網

タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ミャンマー、スリランカ、ラオス、カンボジア、ネパール、トルコ、メキシコ、米国、パナマ、ホンジュラス、南アフリカ

②子 会 社

安藤ハザマ興業株式会社	東京都江東区
青山機工株式会社	東京都台東区
菱晃開発株式会社	名古屋市
株式会社アーバンプランニング	東京都港区
ハザマアンドウ(タイランド)	タイ
ハザマアンドウムリンダ	インドネシア
ベトナムディベロップメントコンストラクション	ベトナム

9. 使用人の状況 (平成31年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況 (就業人員ベース)

事業区分	使用人数(名)	前期末比増減(名)
土木事業	1,315	+51
建築事業	2,061	+34
グループ事業	473	+28
全社(共通)	117	+1
合計	3,966	+114

(注) 全社(共通)は当社の総務および経理等の管理部門の使用人です。

②当社の使用人の状況 (就業人員ベース)

	使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
男性	2,990	+45	46.2	19.2
女性	503	+41	41.6	10.9
合計	3,493	+86	45.5	18.1

10. 主要な借入先 (平成31年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	5,967
株式会社三菱UFJ銀行	4,192
株式会社七十七銀行	2,746
三井住友信託銀行株式会社	2,276
株式会社三井住友銀行	1,842

- (注) 1. 平成31年3月31日現在の借入先について、残高金額の大きい上位5社の金融機関を記載しております。
2. 株式会社三菱UFJ銀行の短期借入金には、外貨建借入1,050百万円(平成31年3月為替レートで換算)を含んでおります。
3. 株式会社三井住友銀行の長期借入金には、私募債1,069百万円を含んでおります。

11. その他の企業集団の現況に関する重要な事項

①東京都多摩市における火災について

当社が平成30年7月に東京都多摩市の工事現場で発生させた火災(以下「本件」といいます。)につきまして、平成30年12月21日に当社社員3名が、業務上過失致死傷および業務上失火被疑事件として、警視庁から東京地方検察庁に書類送検されました。

当社といたしましては、送検の事実を重く受け止め、再発防止策を確実に履行し、工事の安全施工と再発防止に全力で取組むと共に、捜査に全面的に協力してまいります。

(再発防止策)

当社は、本件発生後、再発防止に向け緊急対策を講じるとともに、本件の重大性に鑑み、再発防止策についての検討を重ね、外部識者の検証・確認・提言を踏まえた具体的な再発防止策を策定いたしました。

(1) 当社の再発防止に向けての決意および再発防止策等の概要

本件は、火気作業中にガスバーナーの火が可燃物である断熱材のウレタンに引火したことによって発生したものであると考えられます。当社はこの事実を重く受けとめ、本件のような火災が発生し得る状況そのものを排除することで、その発生可能性を無くすことを決意し、以下の再発防止策を当社職員および協力会社に徹底いたしました。

(a) 経営トップの決意表明(トップメッセージの発信)

平成30年10月30日、当社代表取締役社長が、全役職員に対するメッセージにおいて、二度と本件のような重大火災を繰り返さないという強い決意を表明するとともに、再発防止策の確実な履行、安全意識の向上、安全管理の徹底等を指示いたしました。また、本メッセージにおいては、工程やコスト等にも言及したうえで、これらの条件・制

約よりも、「安全はすべてに優先する」との安全衛生基本方針の重要性を、改めて徹底いたしました。

(b) 社内の安全に関するルールの改定等

平成30年10月30日、当社は、社内の安全に関するルールを改定いたしました。改定の内容は多岐にわたります。

第1に、当社の火気使用ルールの内容を一部変更し、建築・リニューアル工事においては、可燃物^(注1)周辺3メートル以内での火気使用は、例外なく一切禁止することとし、現場発泡硬質ウレタン等断熱材は、原則として、不燃材認定品のみを使用することといたしました。また、土木工事においては、可燃物周辺での火気使用については原則禁止とし、火気に関する作業手順書の支店承認等、一定の厳格な例外手続を経た場合のみ、火気使用が可能な体制といたしました。

第2に、当社の火気使用ルールとして、「火気作業チェックフローチャート」、「作業手順書」および「火気使用願」の運用手順を明記し、全現場において火気を使用する場合の作業における社内ルールを明確化するとともに、その運用も従前以上に厳格にしました。

第3に、上記火気使用ルールの確実な履行・定着を図るため、同ルールや作業手順書等の確認手順における本社の建設本部、支店および作業所の役割・責任を明確化しました。作業所は、同ルールに基づき火気作業の計画を協力会社とともに作成し、本社・支店は計画内容に応じて火気作業に係る検討会を連携して開催のうえ、計画の妥当性を確認、指導します。また、本社および支店は現場巡視を定期的に行い、その際の重点巡視項目に、①作業手順書が現場に即しているか、②火気使用ルールの遵守等といった再発防止策が適正に履行されているか等を追加設定し、履行状況等を実際に自分の目で確認のうえ、必要な指導を行っております。その他、火気使用ルールについて、本社は現場での運用時に支障が生じないように、確認フローやQ & Aを作成して、現場が判断に迷うことがないように資料の整備を行いました。

第4に、各現場において、支店の指導のもと、消火・避難設備の配置、避難経路、消火・避難訓練等に係る詳細な消防計画の策定を徹底するとともに、現場の実情に即した訓練の実施を徹底することといたしました。

(注1)「可燃物」とは、発泡プラスチック系断熱材、油類、ガス配管、老朽配管、木材、ダンボール、その他難燃材・不燃材等を指します。なお、可燃物に防火コートを吹き付けた場合でも、可燃物として取り扱いますので、周辺3メートル以内での火気使用は、引き続き許されませんこととなります。

(c) 火気使用ルールの再徹底

火気使用ルールの再徹底を図るため、以下のとおり対応いたしました。

- ・平成30年10月30日、当社建築事業本部長（当時）が、各支店の建築事業の責任者に対し、「火気使用ルールの再徹底について（一部改訂）^(注2)（東京都多摩市の火災事故を受けて）」と題する通達を发出し、上記(b)の改定された安全ルールの内容の周知徹底を図りました。
- ・上記通達のもと、平成30年10月31日から11月27日の間に、当社の役職員を対象に、当社の火災防止対策および火気使用ルールに関する安全教育を実施し、火気使用ルールの再徹底および安全意識の向上・定着を図りました。
- ・平成30年11月から平成31年2月の間に、800社を超える1次協力会社に対して、各支店において、火気使用ルールの徹底を図るための安全教育を実施するとともに、1次協力会社を通じて、合計2,000社以上の2次以下の協力会社に対して、同様の安全教育を実施いたしました。

(注2) 当社建築事業本部長（当時）が、本件を受けて平成30年8月10日付けで发出していた通達の内容を、一部改訂する形で发出いたしました。

(d)追加の再発防止策

上記(a)から(c)に加えて、当社は、平成31年2月に「現場の安全管理『安全はすべてに優先する』」と題する安全管理全般に関するマニュアルを作成いたしました。同マニュアルにおいては、安全管理計画作成や施工等における当社の安全管理に関する全てのルールが1冊のマニュアルとして取り纏められており、安全管理に関するルールについては、同マニュアルを参照することですべて理解することができるよういたしました。また、同マニュアルの内容を、当社および協力会社の従業員に周知徹底するよう安全教育を実施していくことが、全社的な安全意識の向上・定着、ひいては本件同様の火災事故の再発防止に資すると考えております。

(2) 再発防止策の合理性・実効性

当社は、本件発生以降、本件同様の火災事故の再発を防止する対策について、外部識者らによる検証・確認・提言を受けてまいりました。

本件については、関係機関による調査が引き続き行われており、明確な原因が究明されるまでには至っていないものの、再発防止策の取組みを進めながら同外部識者らとの協議を重ねる中で、同外部識者からは、当社の取組み状況および追加対策等を踏まえ、上記(1)の再発防止策について、基本的に合理的・実効的であるとの見解を賜りました。また、同外部識者からは、再発防止策をより実効的なものにするとの観点から、一定の提言も受けておりますので、それらの提言を踏まえながら、当社は、引き続き上記(1)の再発防止策を確実に実行し、役職員一丸となって、早期の信頼回復に尽力を重ねてまいります。

(その他)

当社工事現場の大規模な火災事故により多くの方々にご迷惑をおかけしたこと、さらに当該火災事故に係る多額の損失計上を主な要因として、平成31年3月期業績の大幅な下方修正に至ったことについて、経営責任を明確にする

ため、取締役（社外取締役を除く）および執行役員全員の報酬を減額（平成30年11月より報酬月額50%減額3ヶ月～報酬月額5%減額1ヶ月）しております。

② 営業停止処分について

当社は、福島県田村市発注の除染事業において元従業員2名が詐欺罪で刑事処分を受けたことにより、国土交通省関東地方整備局から、平成30年7月17日から平成30年9月14日までの60日間、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分（停止を命じられた営業の範囲は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県および福島県における「とび・土工工事業」に関する営業のうち、公共工事に係るもの）を受けております。このような事態に至ったこととお詫び申し上げますとともに、今後も法令遵守の徹底等再発防止に取組み、コンプライアンス活動の継続的な改善を行い、信頼回復に努めてまいります。

③ 機構改革について（平成31年4月1日付）

当社は、中期経営計画に掲げる「イノベーションによる成長の実現」を着実に推進し、更なる企業の成長を実現するため、平成31年4月1日付で、機構改革（組織変更）を実施しました。

（機構改革の概要）

- ・土木事業・建築事業の情報の一元化やノウハウの共有などによる建設事業の戦略的強化を図るため、土木事業本部、建築事業本部、技術本部を廃止・再編し、土木・建築両事業の全社営業部門を統括する「営業本部」、全社建設部門を統括する「建設本部」を新設。また、首都圏建築支店、関東土木支店を管轄地域で再編し、土木・建築両事業をそれぞれの管轄地域で担当する「東京支店」ならびに「関東支店」として新設。
- ・収益基盤の多様化に向けた新規事業の立案・推進や業務効率化に向けたITソリューションの立案・推進を強化するため、「イノベーション部」を新設。
- ・ステークホルダーとのコミュニケーションを強化するため、CSR推進部を「コーポレート・コミュニケーション部」に改編。

2 会社の株式に関する事項 (平成31年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数

普通株式 400,000,000株

2. 発行済株式の総数

普通株式 200,343,397株 (自己株式 202,079株を含む)
 (注) 当事業年度中に、2019年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の一部転換により発行済株式の総数が、13,183,136株増加しております。

3. 単元株式数

100株

4. 当期末株主数

普通株式 29,202名

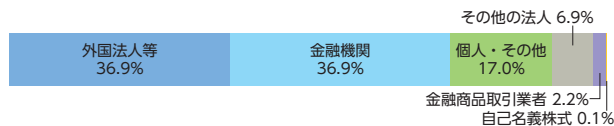
5. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	34,502	17.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	14,279	7.13
資産管理サービス信託銀行株式会社	7,382	3.69
安藤ハザマグループ取引先持株会	6,466	3.23
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	4,701	2.35
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	4,640	2.32
株式会社みずほ銀行	4,476	2.24
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	3,528	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	3,342	1.67
BNYM TREATY DTT 15	3,275	1.64

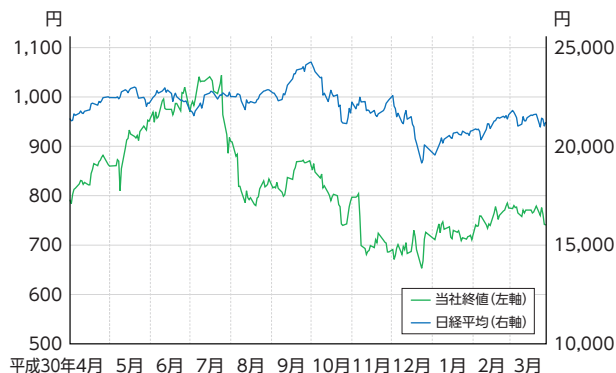
(注) 1. 持株比率は、自己株式202,079株を控除して計算しております。

2. 上記の持株数のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社については、信託業務に係る株式数を把握しておりません。

■ 普通株式の分布状況



■ 株価の推移



3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数には、当社の業績連動型株式報酬制度による信託口の株式数（364,751株）は含まれておりません。
4. 平成30年8月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者が平成30年7月31日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は、当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	6,726	3.47
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	208	0.11
日興アセットマネジメント株式会社	1,732	0.89
合 計	8,667	4.48

5. 平成30年9月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者が平成30年9月10日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,425	3.27
三菱UFJ国際投信株式会社	1,135	0.58
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	245	0.12
三菱UFJアセット・マネジメント（UK）	217	0.11
合 計	8,022	4.09

6. 平成30年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社みずほ銀行およびその共同保有者が平成30年10月15日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は、当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	4,476	2.24
アセットマネジメントOne株式会社	11,963	5.99
アセットマネジメントOneインターナショナル	948	0.48
合 計	17,388	8.71

7. 平成30年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信株式会社が平成30年11月30日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載しております。

提出者	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
フィデリティ投信株式会社	10,000	5.01

8. 平成31年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーおよびその共同保有者が平成31年2月28日現在で次のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主は、当事業年度末現在の株主名簿に基づいて記載しております。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	4,435	2.22
ウエリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド	5,491	2.75
ウエリントン・マネージメント・ホンコン・リミテッド	568	0.28
合 計	10,495	5.24

6. その他株式に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はございません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1. 取締役が保有している新株予約権の状況

(平成31年3月31日現在)

①第3回新株予約権A（平成22年6月29日取締役会決議）

- ・新株予約権の数 900個
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式 90,000株
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額 1個当たり 7,200円
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円
(1株当たり1円)
- ・新株予約権の行使期間 平成23年7月16日から
平成33年7月15日まで

(注) 上記は、新株予約権発行時に執行役員の地位にあった者への交付分(360個、36,000株)を含みます。

・保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	90個	9,000株	1名

②第4回新株予約権A（平成23年6月29日取締役会決議）

- ・新株予約権の数 858個
- ・目的となる株式の種類および数
普通株式 85,800株
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の発行価額 1個当たり 11,100円
- ・新株予約権の行使価額 1個当たり 100円
(1株当たり1円)
- ・新株予約権の行使期間 平成24年7月15日から
平成34年7月14日まで

(注) 上記は、新株予約権発行時に執行役員の地位にあった者への交付分(429個、42,900株)を含みます。

・保有状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	66個	6,600株	1名

2. 当事業年度中に取締役以外へ交付した新株予約権の状況

該当する事項はございません。

3. その他の新株予約権の状況 (平成31年3月31日現在)

①当社執行役員による新株予約権の保有状況は、次のとおりです。

名 称	区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
第3回 新株予約権A	執行役員	45個	4,500株	1名
第4回 新株予約権A	執行役員	33個	3,300株	1名

(注) 上記には、取締役を退任し、現在、執行役員の地位にある者の保有分も含んでおります。

②平成28年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行した「2019年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」は、平成31年3月15日までに全ての権利行使が完了しております。

4 会社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（平成31年3月31日現在）

氏 名				地 位	担当および重要な兼職の状況
福	富	正	人	代表取締役社長	土木事業本部長 建築事業本部長 管理本部長 兼 防災担当
小	島	秀	一	代表取締役副社長	
金	子	治	行	代表取締役副社長	
小	野	俊	雄	取締役会長	
野	村	俊	明	取締役副会長	
池	上		徹	取締役専務執行役員	
松	本	英	夫	取締役常務執行役員	
宮	森	伸	也	取締役常務執行役員	
藤	田	正	美	取締役（非常勤）	
北	川	真	理 子	取締役（非常勤）	
桑	山	三	恵 子	取締役（非常勤）	月島倉庫株式会社 代表取締役社長 株式会社月島物流サービス 取締役 株式会社サイマックス 取締役 一般社団法人経営倫理実践研究センター 上席研究員 一橋大学CFO教育研究センター 客員研究員 株式会社富士通ゼネラル 社外取締役
平	田	公	弘	監査役（常勤）	税理士（上村成生税理士事務所） 株式会社フジトミ 社外監査役 矢崎総業株式会社 社外監査役 TSP太陽グループ株式会社 監査役 TSP太陽株式会社 監査役 弁護士（高原法律事務所）
長	南	典	生	監査役（常勤）	
上	村	成	生	監査役（非常勤）	
高	原	將	光	監査役（非常勤）	

- (注) 1. 取締役 藤田正美氏、北川真理子氏および桑山三恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役 上村成生氏および高原将光氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 当社は、取締役 藤田正美氏、北川真理子氏および桑山三恵子氏、監査役 上村成生氏および高原将光氏が株式会社東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3) の2」に定める独立性基準に基づき、その独立性が確保され、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 取締役 北川真理子氏が代表取締役社長を務める月島倉庫株式会社と当社とは取引関係がありますが、当社と同社の間には独立性に影響をおよぼす事項は、ありません。また、これ以外の同氏の重要な兼職先と当社とは取引関係はありません。
- (注) 「独立性に影響をおよぼす事項」とは当社売上高または取引先売上高の相当割合（当該連結売上高の2%以上）を占める取引関係がある場合、多額な寄付・会費（1,000万円以上）の授受がある場合なども含めて一般株主と利益相反の生じるおそれがある事項をさします。
5. 取締役 桑山三恵子氏が社外取締役を務める株式会社富士通ゼネラルと当社とは取引関係がありますが、当社と同社の間には独立性に影響をおよぼす事項は、ありません。また、これ以外の同氏の重要な兼職先と当社との間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間に役員報酬以外の金銭の授受はありません。
6. 監査役 上村成生氏の重要な兼職先と当社との間には取引関係はありません。また、同氏と当社との間に役員報酬以外の金銭の授受はありません。
7. 監査役 高原将光氏が代表を務める高原法律事務所と当社とは取引関係がありません。また、同氏と当社との間に役員報酬以外の金銭の授受はありません。
8. 監査役 上村成生氏は、財務および会計に相当程度の知見を有しております。
9. 当事業年度中の取締役、監査役の異動は、次のとおりです。

- ・平成30年6月28日開催の当社平成30年3月期定時株主総会において、松本英夫氏、桑山三恵子氏が取締役役に、長南典生氏が監査役に、新たに選任され、就任しました。
 - ・平成30年6月28日開催の当社平成30年3月期定時株主総会の終結の時をもって、取締役 細刈英男氏および藤田譲氏、監査役 馬場義彦氏は任期満了により、退任しました。
10. 当事業年度中および平成31年4月1日付の取締役、監査役の重要な兼職の異動は次のとおりです。
- ・平成30年12月31日をもって、取締役 藤田正美氏は株式会社富士通マーケティング代表取締役社長を退任し、平成31年4月1日付で新光電気工業株式会社の執行役員副社長に就任しました。
11. 平成31年4月1日付で、取締役の地位・担当を次のとおり変更しております。
- ・小島秀一氏は、取締役相談役となりました。
 - ・金子治行氏は、取締役副社長となりました。
 - ・小野俊雄氏は、取締役特別顧問となりました。
 - ・野村俊明氏は、取締役特別顧問となりました。
 - ・池上徹氏は、取締役副社長 建設本部長となりました。
 - ・松本英夫氏は、取締役となりました。

2. 取締役および監査役の取締役会、監査役会の出席状況

区 分	氏 名	取締役会			監査役会		
		出席率	出席対象	出席	出席率	出席対象	出席
取 締 役	福 富 正 人	100%	16回	16回			
	小 島 秀 一	100%	16回	16回			
	金 子 治 行	100%	16回	16回			
	小 野 俊 雄	93.8%	16回	15回			
	野 村 俊 明	93.8%	16回	15回			
	池 上 徹	100%	16回	16回			
	松 本 英 夫	100%	13回	13回			
取 締 役（非常勤）	宮 森 伸 也	100%	16回	16回			
	藤 田 正 美	100%	16回	16回			
	北 川 真 理 子	100%	16回	16回			
監 査 役（常勤）	桑 山 三 恵 子	92.3%	13回	12回			
	平 田 公 弘	93.8%	16回	15回	95.5%	22回	21回
	長 南 典 生	100%	13回	13回	100%	17回	17回
監 査 役（非常勤）	上 村 成 生	93.8%	16回	15回	100%	22回	22回
	高 原 將 光	100%	16回	16回	100%	22回	22回

- (注) 1. 取締役 藤田正美氏、北川真理子氏および桑山三恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役 上村成生氏および高原将光氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 出席率は、小数点以下第2位で四捨五入して、小数点以下第1位で表示しています。
4. 平成30年6月28日開催の当社平成30年3月期定時株主総会の終結の日の翌日以降に在籍していた取締役、監査役についての本事業年度の出席状況について記載しております。

3. 責任限定契約の内容

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役 藤田正美氏、取締役 北川真理子氏、取締役 桑山三恵子氏、監査役 上村成生氏および監査役 高原将光氏ともに同法第425条第1項に定める額としております。

4. 当事業年度における取締役および監査役の報酬等の額

区 分	現金報酬		株式報酬	
	支給人数	報酬等の総額	対象人数	費用計上額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (4名)	277,835千円 (28,818千円)	8名	—
監査役 (うち社外監査役)	5名 (2名)	49,426千円 (16,200千円)		
合 計 (うち社外役員)	18名 (6名)	327,261千円 (45,018千円)	8名	—

- (注) 1. 取締役の現金報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んでおりません。
2. 取締役および監査役の現金報酬の人数、金額には、平成30年6月28日開催の当社平成30年3月期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役2名（うち社外取締役1名）および監査役1名を含んでおります。
3. 株式報酬は、平成28年6月29日開催の当社平成28年3月期定時株主総会にて承認された、取締役等に対する業績連動型株式報酬制度による報酬で、株式交付等の対象となる取締役8名分の当事業年度の費用計上は、業績達成状況によりありません。
4. 当事業年度の株式報酬について、執行役員も含めた対象者全員分の費用計上も、上記3同様なく、付与したポイント総数は0ポイント（1ポイントは、当社株式1株に相当）となっております。
5. 現金報酬限度額は、平成26年6月27日開催の当社平成26年3月期定時株主総会において、取締役について月額25,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、平成15年6月27日開催の第73回組定時株主総会において、監査役について月額5,000千円以内と決議しております。
6. 業績連動型株式報酬制度の概要
本制度は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、制度の対象者の役位および業績目標の達成度等に応じて、信託により取得した当社株式およびその換価処分金相当額の金銭を交付および給付するものであります。

当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役および執行役員（社外取締役および国内非居住者を除く）
当社が拠出する金員の上限	平成29年3月末日で終了する事業年度から平成31年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として、合計250,000千円
取締役等が取得する当社株式数の上限および当社株式の取得方法	上限となる株数は、3事業年度で合計54万株（1事業年度あたり18万株） 株式市場から取得
業績達成条件の内容	毎事業年度の会社業績（売上高、営業利益、当期純利益）の目標値に対する達成度に応じて変動
取締役等に対する当社株式等の交付等の時期	退任時

5. 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼任状況および他の法人等の社外役員の兼任状況

社外役員の兼職状況および当社と当該法人等との関係は「[4](#) 1. 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりです。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主な活動状況
藤 田 正 美	取締役 (非常勤)	経営者としての豊富な経験から培われた知見および高い見識に基づき、取締役会では忌憚のない意見を述べており、社外取締役としての役割を果たしております。
北 川 真 理 子	取締役 (非常勤)	経営者としての豊富な経験から培われた知見および高い見識に基づき、取締役会では適宜意見を述べており、社外取締役としての役割を果たしております。
桑 山 三 恵 子	取締役 (非常勤)	企業経営の研究者としての専門知識と高度な見識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べており、社外取締役としての役割を果たしております。
上 村 成 生	監査役 (非常勤)	長年にわたり税務に携わった豊富な経験や、税理士としての専門的かつ豊富な知識から、適宜意見を述べており、社外監査役としての役割を果たしております。
高 原 將 光	監査役 (非常勤)	長年にわたり法務に携わった豊富な経験や、弁護士としての幅広い経験や知見により、適宜意見を述べており、社外監査役としての役割を果たしております。

(注) 社外役員の取締役会、監査役会への出席状況は、「[4](#) 2. 取締役および監査役の取締役会、監査役会の出席状況」に記載のとおりです。

6. その他

①取締役候補者および監査役候補者の指名方針について

取締役候補者の指名と経営陣幹部の選任は、能力、知識、経験のバランスにより的確かつ迅速な意思決定ができること、コンプライアンス意識が高いこと、および個人としての人望を有することを考慮し、適材適所の観点から社長、代表取締役、人事担当取締役が検討し、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与したうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。

監査役候補者の指名は、当社事業分野に関する知識、財務の知見および企業経営に関する多様な視点を有することを考慮し、取締役会に対し有益な助言・提言を行える人材を社長、代表取締役、人事担当取締役が検討し、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与し、監査役会の意見を聴取、同意を得たうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。

なお、取締役会における経営陣幹部の公正かつ透明性の高い選解任手続の在り方については、任意の指名委員会といった諮問委員会を設置することなど、継続して検討してまいります。

②取締役および監査役等の報酬等の決定方針について

社外取締役を除く取締役・執行役員の報酬は、基本報酬である現金報酬と業績連動報酬である株式報酬で構成されております。現金報酬は、会社業績、職責等を総合的に勘案して役位ごとの報酬テーブルに基づき、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、決定しております。株式報酬は、取締役および執行役員の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるインセンティブとなり、業績連動指標の達成度に応じて対象者にポイントを付与し、ポイントに応じて当社株式を交付等するものです。いずれの報酬についても、独立社外取締役から意見を徴するなど、独立社外取締役が適切に関与したうえで、取締役会へ提案し、審議、決定しております。また社外取締役の報酬は、基本報酬である現金報酬（固定報酬）のみで構成されており、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、取締役会において決定しております。

監査役の報酬は、基本報酬である現金報酬（固定報酬）のみで構成されており、株主総会で決議した報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、当社は、任意の指名委員会、報酬委員会といった諮問委員会を設置しておりませんが、プロセスの透明性を高めるなどの観点から、諮問委員会の構成員、諮問事項などの詳細の検討を行い、今後、諮問委員会を設置する方向で対応を進めてまいります。

【ご参考】当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。（平成31年3月31日現在）

氏名	地位	担当
五味宗雄	専務執行役員	土木事業本部担当（営業）
山崎光	専務執行役員	建築事業本部担当
小澤一也	常務執行役員	建築事業本部副本部長 兼 営業統括部長
田淵勝彦	常務執行役員	建築事業本部副本部長
月津肇	常務執行役員	東北支店長
飯村俊章	常務執行役員	首都圏建築支店長
寺内伸	常務執行役員	大阪支店長
北川智紀	執行役員	社長室長
小松原新吉	執行役員	安全品質環境本部長 兼 防災担当（副）
高阪克彦	執行役員	建築事業本部営業担当
麻生達三	執行役員	広島支店長
富田正開	執行役員	静岡支店長
森安研	執行役員	建築事業本部担当
宮崎和貴	執行役員	建築事業本部担当
大野宏	執行役員	建築事業本部担当
小松健	執行役員	名古屋支店長
弘末文紀	執行役員	技術本部長 兼 技術研究所長 兼 防災担当（副）
大西亮	執行役員	九州支店長
加藤一郎	執行役員	関東土木支店長
友池哲雄	執行役員	土木事業本部担当

- (注) 1. 当事業年度中の執行役員の異動は、次のとおりです。
- ・平成30年4月1日付で、大西亮氏、加藤一郎氏および友池哲雄氏が執行役員に新たに選任され、就任しました。
2. 平成31年3月31日付で、常務執行役員 飯村俊章氏および執行役員 高阪克彦氏は退任しました。
3. 平成31年4月1日付で執行役員の地位・担当を次のとおり変更しております。
- ・五味宗雄氏は、副社長 営業本部長となりました。
 - ・山崎光氏は、専務執行役員 営業本部担当となりました。
 - ・小澤一也氏は、常務執行役員 営業本部副本部長となりました。
 - ・田淵勝彦氏は、常務執行役員 建設本部副本部長となりました。
 - ・北川智紀氏は、執行役員 監査部となりました。
 - ・麻生達三氏は、執行役員 営業本部副本部長となりました。
 - ・富田正開氏は、執行役員 名古屋支店長となりました。
 - ・森安研氏は、執行役員 営業本部担当となりました。
 - ・宮崎和貴氏は、執行役員 営業本部担当となりました。
 - ・大野宏氏は、執行役員 営業本部担当となりました。
 - ・小松健氏は、執行役員 東京支店長となりました。
 - ・弘末文紀氏は、執行役員 建設本部技術研究所長 兼 防災担当(副)となりました。
 - ・加藤一郎氏は、執行役員 関東支店長となりました。
 - ・友池哲雄氏は、執行役員 営業本部担当となりました。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

76,200千円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

80,710千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

③当社の子会社のうち、ハザマアンドウ（タイランド）ほか2社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

④監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、海外工事入札用財務諸表の認証業務等についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定

める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、会計監査人の適正な職務の執行が困難であると判断した場合、その他必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容

会計監査人との間で責任限定契約は締結しておりません。

6 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

※業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議（平成18年5月15日制定、平成27年5月1日改定）

(1) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社及びその子会社（以下、「グループ会社」といい、「当社及びその子会社」を併せて「当社グループ」という）は、それぞれ取締役会を設置し、それぞれの取締役会は、取締役の職務執行の監督を行う。また当社グループの監査役は、それぞれの取締役の職務執行を監査する。

②当社グループの取締役は、「安藤ハザマグループ行動規範」に基づき、法令の遵守、企業倫理の徹底を率先して行うとともに、それぞれの従業員がこれを実行するよう指導・監督する。

③当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させるため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図る。

- (a) 意思決定機関として当社に「コンプライアンス推進委員会」、当社グループの各社に推進部門を設置する。
 - (b) 当社は、事業本部ごと及び支店ごとにその責任者・担当者を任命する。
 - (c) グループ会社は、その責任者・担当者を任命する。
 - (d) 当社は、事業年度ごとの当社グループ「コンプライアンス推進活動計画」を策定し、上記計画に基づいて当社グループの役職員の教育・研修を実施する。
- ④当社グループの取締役は、それぞれの会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちにそれぞれの監査役会（監査役会が設置されていないグループ会社については、監査役）及び取締役会に報告する。
- ⑤当社の内部監査部門は、監査の実施により、当社の社長、取締役会及び監査役会並びにグループ会社に対して、情報の提供並びに改善策の提言等を行う。
- ⑥当社グループは、コンプライアンスに関する問題の発生を早期に把握して解決するため、内部通報制度を整備し、外部の法律事務所を含む当社グループ共通の相談・通報窓口を設置する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会議体議事録（取締役会・経営会議等）・決裁書類等の取締役の職務執行に係る重要な情報（電子データを含む）については、「文書管理規定」「情報システムセキュリティ規定」「機密情報管理規定」に基づき、所管部署が適切かつ確実に保存・管理する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、品質・安全・環境・災害・コンプライアンス・情報・財務等、想定される様々なリスクに対応するため、社内規定・標準類の整備及び通達の発信等により、リスク発生の未然防止・再発防止を図る。
- ②当社は、不測の事態が発生した場合は、「緊急事態対応基本規定」「事業継続計画」及び「緊急事態対応マニュアル」等に基づいて迅速かつ的確に対応し、損害の拡大防止と極小化を図る。
- ③当社は、外部環境の変化に対応するため、リスク管理に関する全社体制（方針・規定・組織・仕組み等）について、関係部門を中心に検討し整備する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役、取締役会を意思決定機能及び業務執行監督機能として、経営会議、執行役員及び執行役員会を業務執行機能として明確に分離するとともに、「職務権限規定」・「決裁規定」により業務執行ラインの責任と権限を明確にして、意思決定の迅速化と経営の効率化を図る。
- ②当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、経営会議において、経営政策及び重要な業務執行事項等を審議し、取締役会審議の活性化・効率化を図る。
- ③当社は、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた「中期経営計画」及び事業年度ごとの数値計画・事業方針により、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向けて具体策を立案・実行し、進捗状況を管理する。

(5) 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは、コンプライアンス体制を有効に機能させ

るため、以下によりコンプライアンス意識の浸透・向上を図る。

(a)「安藤ハザマグループ行動規範」に基づき法令を遵守し、企業倫理を徹底する。

(b) 事業年度ごとに策定された当社グループ「コンプライアンス推進活動計画」を実行し、上記計画に基づいて教育・研修を実施する。

②当社は、適正な営業活動を確保するための手続き、及び協力会社との公正かつ透明な取引への対応のための手続きを定める。

③当社は、「職務権限規定」・「決裁規定」に基づき、業務執行の責任と権限を明確にするとともに、執行役員等は、業務執行の状況を取締役会または経営会議へ報告する。

④当社の内部監査部門は、監査の実施により、当社の取締役会及び監査役会並びにグループ会社に対して、情報の提供並びに改善策の提言等を行う。

⑤当社グループの従業員がコンプライアンスに関する問題の発生を把握したときは、内部通報制度に基づき、外部の法律事務所を含む窓口へ相談・通報する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の「決裁規定」及び「関係会社管理規定」に基づき、当社は、グループ会社ごとに当社の担当部門を定めるとともに、当社の従業員をグループ会社の取締役、監査役の一部として派遣し、事業運営を指導・支援・管理する。また年度事業計画やグループ会社が行う行為主体となる事項のうち当社の「決裁規定」に定められた重要な事項について、グループ会社は、当社の取締役会及び経営会議等の決議を得、報告を行う。

②当社の監査役及び内部監査部門は、グループ会社の監査を実施し、その状況を確認する。

③当社グループは、内部通報制度として外部の法律事務所を含む当社グループ共通の相談・通報窓口を設置し、当社グループの取締役、監査役、従業員その他の者が利用することができる。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項 当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

①当社の監査役から要請があった場合、その監査役の職務を補助するために当社に監査役会事務局を設置し、スタッフを配置する。

②当社の監査役は、スタッフの独立性の確保に留意して、人選・勤務体制・処遇・権限等について決定し、当社の取締役・取締役会に対してその決定を確保するよう要請することができる。

(8) 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社の取締役及び従業員は、会社の経営に影響を与える重要な事項が発生したときは、直ちに当社の監査役または監査役会に報告する。また、前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。

②当社の監査役は、自らの職務執行の状況を監査役会に随時報告するとともに、当社の会計監査人、取締役、内部監査部門等の従業員その他の者から報告を受けたときは、当社の監査役会に報告する。

③当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、執行役員会その他の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて意見を述べる。また、「コンプライアンス推進委員会」に委員

として出席し、コンプライアンスの推進状況等について報告を受ける。

- ④当社の監査役及び監査役会は、当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、意見交換等により相互の意思疎通を図る。
- ⑤当社の監査役及び監査役会は、当社の取締役及び従業員等と相互の意思疎通を図り、また当社の内部監査部門や会計監査人と連携して、効率的な監査を実施する。

(9) 子会社の取締役・監査役・業務を執行する社員から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①グループ会社の取締役・監査役・従業員から会社の経営に影響を与える重要な事項等に関する報告を受けた者は、当社の担当部門に報告を行い、担当部門は当社の監査役または監査役会に報告を行う。
- ②前号の報告を行った者は、当該報告をしたことを理由に一切の不利益な取扱いを受けない。また当社の推進部門は、報告を受けた者が不利益な取扱いを受けていないか、監視・監督を行う。

(10) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役及び監査役会の職務の執行上必要と認める費用を負担する。

(11) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価基準を定め、当社の内部監査部門が、グループ会社ごとに、当社グループの財務報告に与える影響を法令及び関連基準に基づき評価し、会計監査人と協議を経て、

評価範囲を決定し、当社グループの内部統制の有効性を評価する。また、評価結果に基づき、業務執行部門は必要な是正措置をとる。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社グループは、「安藤ハザマグループ行動規範」に反社会的行為の根絶を明記するとともに、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶を徹底する。
- ②当社は、「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、不当要求に対する社内体制等を整備するとともに、警察・弁護士等の外部機関との連携体制を構築する。
- ③当社は、工事下請負契約約款に反社会的勢力排除条項を定める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社および子会社の取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の取締役会は、取締役11名（うち独立役員である社外取締役が3名）で構成され、取締役会規定に則り、法令・定款に定められた事項及び重要な経営判断を要する事項について適切な意思決定を行うとともに、取締役職務の執行を監督しております。また、当社の監査役（常勤監査役2名と非常勤の独立役員である社外監査役2名）は、取締役会への出席および経営会議や重要な委員会への出席を通じて、取締役職務の執行を監査しております。
- ②当社は、コンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンス推進活動計画に基づく当社グループのコンプライアンス活動の実施状況（教育啓発活動状況、コンプライアンス活動結果、内部通報制度の運用状況など）をモニタリ

ングし、それらの内容を取締役会、監査役会に報告するとともに、継続的なコンプライアンス意識の浸透・向上の取組に反映させております。

- ③当社は、コンプライアンス意識調査等により、当社グループ役職員のコンプライアンスに対する意識や「安藤ハザマグループ行動規範」の理解状況を定期的に点検、分析しております。
- ④当社は、内部通報制度に基づく通報、相談窓口を社内および社外に設けております。
- ⑤当社は、計画に基づき、または必要に応じて臨時で内部監査を実施しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、決裁書類、取締役会議事録などの取締役の職務執行に関する重要な情報を法令および「文書管理規定」などの社内規定に基づき、適正適切に保存管理しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、様々なリスクに対応するため、社内規定、標準類を整備し、その運用が適正に維持されていることを確認するとともに、必要に応じて社内規定などを見直しております。
- ②当社は、業務執行におけるリスクや損失の危険を回避、極小化するため、「決裁規定」に定める基準に基づき、審査会、委員会などで、事前にリスクなどを分析、評価し、これらを踏まえたうえで、取締役会や経営会議などで取組の可否などを審議、決定しております。
- ③当社は、大規模災害、事故やその他の緊急事態といった不測の事態が発生したときの危機管理体制を構築し、必要に応じて社内規定、各種対応マニュアルおよび手順書などを見直しております。事業継続計画については、毎年実施する全社的な訓練で、運用状況を点検しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度により各執行役員が担当する業務執行の権限と責任を明確にしており、取締役と執行役員の役割を分離しております。
- ②当社は、取締役会などの重要な会議体の役割、機能を明確にした運営を行っており、当事業年度は、取締役会16回、経営会議26回（臨時経営会議も含む）、および主に経営情報の正確かつ迅速な伝達を目的とした執行役員会11回などを開催し、迅速な意思決定、効率的な業務執行および監督を行っております。
- ③当社は、全取締役・全監査役の自己評価および意見をもとに、取締役会で取締役会の実効性について分析・評価し、取締役会の効率性、実効性の向上に活かしております。当事業年度の分析、評価においては、取締役会の実効性が概ね確保されているという結果になっておりますが、継続して取締役会の実効性などの向上に取組んでまいります。
- ④当社は、社外取締役と代表取締役との意見交換会（月1回程度開催）や社外役員を対象にした現場、拠点視察などを通じて、当社の経営課題や生産現場の現況などについて、社外役員の理解を深める機会を設けております。

(5) 当社および子会社の従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは、コンプライアンス推進活動計画に基づく教育啓発活動として、当社グループの全役職員を対象としたWEB教育および外部講師による研修、当社グループ職員の各階層別研修で、コンプライアンス教育を実施するなど、「安藤ハザマグループ行動規範」の徹底を図っております。
- ②当社は、本社、支店および主要なグループ会社のコンプライアンス監査を実施し、監査結果を定期的に社長、取締役

会、コンプライアンス推進委員会および監査役会に報告し、必要に応じて改善策の提言などを行っております。

- ③当社は、内部通報制度により当社グループの役職員などから寄せられた相談、通報について、個別案件ごとに丁寧かつ適切に対応し、コンプライアンスに関する情報の把握と問題解決に活かしております。
- ④当社は、コンプライアンス意識調査などの結果を分析し、これらをコンプライアンス推進活動計画に反映させております。
- ⑤当社は、当事業年度においては、コンプライアンス推進委員会を3回（推進事務局会議12回）開催しております。
- ⑥当社が、平成30年7月に東京都多摩市の施工中建築物件で発生させました火災事故を踏まえまして、二度とこのような重大災害を発生させないとの決意のもと、火気使用ルールの改定を行うとともに、当社グループ役職員および協力会社に対して安全教育を実施し、安全意識の向上、定着、徹底などに向け、ルールの確実な履行およびその確認の徹底を図っております。また、当社グループ役職員のコンプライアンス意識の一層の向上にむけて、コンプライアンス関連事例の水平展開、共有などの取組を継続して実施しております。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、グループ会社を管理する統括管理責任者、主管部門を定め、定期的（年2回）および必要に応じて適宜、グループ会社の社長および役員から年度事業計画などの重要事項に関する報告を受け管理、指導しているほか、グループ会社が取締役、監査役として派遣した当社の職員を通じてグループ会社の監督、監査を行っております。
- ②グループ会社の経営上の重要事項については、「決裁規定」に定める基準に基づき、当社が取締役会などの会議体で決議、報告が行われております。

- ③当社の監査役および内部監査部門による監査は、グループ会社を対象範囲に含めて実施し、その状況を確認しております。
- ④当社は、コンプライアンス活動や内部通報制度を当社グループ全体で運用しております。

(7) 当社の監査役職務を補助すべき従業員に関する事項と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項 当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、当社の監査役からの要請に従い、監査役会事務局に兼務スタッフ1名を配置し、監査役の指揮命令のもと、監査役の職務を補助しております。
- ②当社は、「監査役監査基準」に基づき、監査役の独立性に留意して、監査役会事務局スタッフを人選し、その処遇等については、監査役の意見を踏まえて決定しております。

(8) 当社の取締役および従業員が当社の監査役に報告をするための体制 当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議体およびコンプライアンス推進委員会などの各種委員会に出席し、意思決定過程および業務執行状況を確認し、必要に応じて意見を述べております。
- ②当社の監査役は、半期ごとに、代表取締役と意見交換会を開催するほか、当社の本社全部門、全支店の業務執行責任者および幹部職員と定期的に面談し、会社の経営に影響を与える重要な事項について、直接報告を受けるとともに、必要に応じて随時に報告を受けております。
- ③当社の監査役は、社外取締役との意見交換会を開催し（当事業年度においては、社外取締役と社外監査役の意見交換会を1回、社外取締役と全監査役の意見交換会を1回開催）、コーポレートガバナンスなどをテーマとして意見交換を

行っております。

- ④当社の監査役および監査役会は、当社の内部監査部門および会計監査人と定期、随時に会合を開催し、情報交換や意見交換を通じて緊密に連携し、実効的かつ効率的な監査を行っております。
- ⑤当社は、当事業年度においては、監査役会を22回開催し、取締役会の審議事項や監査に関する重要事項、コンプライアンスやリスク管理といった内部統制システムの運用状況などについて意見交換、報告ならびに決議を行っております。

(9) 子会社の取締役・監査役・業務を執行する社員から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制 報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社の監査役は、監査計画に基づくグループ会社の監査を通じて、グループ会社の取締役、監査役および幹部職員から、経営に影響を与える重要事項などについて、直接報告を受けるとともに、必要に応じて担当部門も含めて随時に報告も受けております。また、当社の監査役は、当社の内部監査部門やコンプライアンス推進部門などを通じてグループ会社のコンプライアンスやリスク管理などの状況について報告を受けております。
- ②当社のコンプライアンス推進部門は、当社の監査役への報告者が当該報告を理由に不利益な取扱いを受けていないか、監視、監督を行っております。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役が職務の執行上必要と認める費用については、「監査役監査基準」に基づき、監査役の請求に従い負担しております。

(11) 財務報告に係る内部統制の整備および運用に関する体制

当社の内部監査部門が「財務報告に係る内部統制評価基準」に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用状況を評価することにより、財務報告の信頼性を確保しております。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ①当社グループは、「安藤ハザマグループ行動規範」「反社会的勢力による被害を防止する基本方針」「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、事態が発生した際の、報告体制ならびに警察、弁護士と連携した対応体制を整備しております。
- ②当社は、工事下請負契約約款に反社会的勢力排除条項を盛り込む等も含めて、反社会的勢力を排除する取組を行うとともに、取引先が反社会的勢力でないことを確認しております。

7 会社の支配に関する基本方針

特に定めてはおりません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な観点から企業価値の持続的な向上と将来の成長に向けた投資および内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様への配当については、当社の業績、連結決算状況、ならびに将来の収益等を考慮し、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本としております。

また、株主の皆様への利益還元機会を充実させるため、中間配当と期末配当の年2回の配当を継続して実施してまいります。

自己株式取得については、資本効率の向上や株主の皆様への一層の利益還元を念頭におき、財務状況等を総合的に勘案した中で検討してまいります。

連結貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	286,127	流 動 負 債	191,904
現 金 預 金	120,302	支払手形・工事未払金等	72,623
受取手形・完成工事未収入金等	118,753	短 期 借 入 金	19,139
有 価 証 券	15,999	1年内償還予定の社債	357
その他のたな卸資産	5,030	未 払 法 人 税 等	2,437
そ の 他	18,297	未 成 工 事 受 入 金	46,014
貸 倒 引 当 金	△12	完 成 工 事 補 償 引 当 金	1,886
固 定 資 産	63,528	賞 与 引 当 金	2,386
有 形 固 定 資 産	26,928	工 事 損 失 引 当 金	1,733
建 物 ・ 構 築 物	20,602	火災損害等損失引当金	7,743
機械、運搬具及び工具器具備品	10,746	そ の 他	37,582
土 地	15,057	固 定 負 債	24,069
そ の 他	1,104	社 債	711
減 価 償 却 累 計 額	△20,583	長 期 借 入 金	9,064
無 形 固 定 資 産	2,013	繰 延 税 金 負 債	46
投 資 そ の 他 の 資 産	34,587	退 職 給 付 に 係 る 負 債	12,959
投 資 有 価 証 券	22,442	環 境 対 策 引 当 金	151
長 期 貸 付 金	439	役 員 株 式 給 付 引 当 金	107
繰 延 税 金 資 産	8,427	そ の 他	1,027
そ の 他	3,278	負 債 合 計	215,973
貸 倒 引 当 金	△0		
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	129,622
		資 本 金	17,006
		資 本 剰 余 金	19,927
		利 益 剰 余 金	92,945
		自 己 株 式	△255
		その他の包括利益累計額	3,184
		その他有価証券評価差額金	4,482
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3
		為 替 換 算 調 整 勘 定	62
		退職給付に係る調整累計額	△1,356
		新 株 予 約 権	4
		非 支 配 株 主 持 分	869
		純 資 産 合 計	133,682
資 産 合 計	349,656	負 債 純 資 産 合 計	349,656

連結損益計算書

(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：百万円)

売上高	334,244	
完成工事高	25,726	359,971
その他の事業売上高		
売上原価		
完成工事原価	290,867	
その他の事業売上原価	23,312	314,179
売上総利益		
完成工事総利益	43,377	
その他の事業総利益	2,414	45,791
販売費及び一般管理費		22,099
営業利益		23,692
営業外収益		
受取利息	131	
受取配当金	382	
その他の	295	808
営業外費用		
支払利息	481	
為替差損	415	
損害賠償金	454	
その他の	653	2,005
経常利益		22,495
特別利益		
固定資産売却益	48	48
特別損失		
減損損失	45	
訴訟関連損失	148	
火災損害等損失	9,333	9,527
税金等調整前当期純利益		13,016
法人税、住民税及び事業税	7,153	
法人税等調整額	△3,002	4,150
当期純利益		8,865
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		8,862

連結株主資本等変動計算書 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成30年4月1日残高	12,651	15,643	89,828	△295	117,827
連結会計年度中の変動額					
転換社債型新株予約権付社債の転換	4,354	4,354			8,709
剰余金の配当			△5,795		△5,795
親会社株主に帰属する当期純利益			8,862		8,862
自己株式の処分		△5		41	35
自己株式の取得				△1	△1
連結範囲の変動		△4	49		44
連結子会社の減資による持分の増減		△60			△60
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	4,354	4,284	3,116	39	11,794
平成31年3月31日残高	17,006	19,927	92,945	△255	129,622

項 目	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成30年4月1日残高	4,607	△19	134	△996	3,726	8	837	122,400
連結会計年度中の変動額								
転換社債型新株予約権付社債の転換								8,709
剰余金の配当								△5,795
親会社株主に帰属する当期純利益								8,862
自己株式の処分								35
自己株式の取得								△1
連結範囲の変動								44
連結子会社の減資による持分の増減								△60
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△125	16	△72	△360	△541	△4	32	△512
連結会計年度中の変動額合計	△125	16	△72	△360	△541	△4	32	11,281
平成31年3月31日残高	4,482	△3	62	△1,356	3,184	4	869	133,682

メモ

貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

(資 産 の 部)				(負 債 の 部)			
流 動 資 産	272,443	流 動 負 債	186,038				
現金預金	112,892	支払手形	2,379				
受取手形	1,815	電子記録債務	9,788				
電子記録債権	5,776	工事未払金	59,427				
完成工事未収入金	107,190	その他事業未払金	304				
その他事業未収入金	1,072	短期借入金	19,053				
有価証券	15,999	1年内償還予定の社債	357				
販売用不動産	511	リース債務	62				
未成工事支出金	8,092	未払法人税等	2,267				
その他事業支出金	1,135	未成工事受入金	45,048				
その他	17,968	その他事業受入金	418				
貸倒引当金	△11	預り金	29,555				
固定資産	60,689	完成工事補償引当金	1,888				
有形固定資産	23,270	賞与引当金	2,260				
建物・構築物	7,656	工事損失引当金	1,724				
機械・運搬具	1,015	火災損害等損失引当金	7,743				
工具器具・備品	533	その他	3,757				
土地	13,696	固定負債	20,295				
リース資産	172	社債	711				
建設仮勘定	195	長期借入金	8,422				
無形固定資産	1,781	リース債務	117				
投資その他の資産	35,637	退職給付引当金	9,976				
投資有価証券	22,205	環境対策引当金	151				
関係会社株式・関係会社出資金	2,908	役員株式給付引当金	107				
長期貸付金	439	その他	808				
長期前払費用	40	負債合計	206,333				
繰延税金資産	7,253	(純 資 産 の 部)					
その他	2,789	株 主 資 本	122,316				
貸倒引当金	△0	資本	17,006				
		資本剰余金	19,992				
		資本準備金	17,123				
		その他資本剰余金	2,869				
		利益剰余金	85,573				
		その他利益剰余金	85,573				
		自己株式	△255				
		評価・換算差額等	4,478				
		その他有価証券評価差額金	4,478				
		新株予約権	4				
		純 資 産 合 計	126,798				
資 産 合 計	333,132	負 債 純 資 産 合 計	333,132				

損益計算書

(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	327,649	
その他の事業売上高	5,050	332,699
売上原価		
完成工事原価	285,285	
その他の事業売上原価	4,345	289,630
売上総利益		
完成工事総利益	42,363	
その他の事業総利益	704	43,068
販売費及び一般管理費		20,502
営業利益		22,565
営業外収益		
受取利息及び配当金	850	
その他の	270	1,121
営業外費用		
支払利息	469	
損害賠償金	454	
為替差損	414	
その他の	624	1,962
経常利益		21,724
特別損失		
火災損害等損失	9,333	
減損損失	45	
訴訟関連損失	148	9,527
税引前当期純利益		12,197
法人税、住民税及び事業税	6,716	
法人税等調整額	△2,997	3,719
当期純利益		8,477

株主資本等変動計算書 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成30年4月1日残高	12,651	12,768	2,874	15,643	82,891	82,891	△295	110,890
事業年度中の変動額								
転換社債型新株予約権 付 社 債 の 転 換	4,354	4,354		4,354				8,709
剰 余 金 の 配 当					△5,795	△5,795		△5,795
当 期 純 利 益					8,477	8,477		8,477
自 己 株 式 の 処 分			△5	△5			41	35
自 己 株 式 の 取 得							△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	4,354	4,354	△5	4,349	2,681	2,681	39	11,425
平成31年3月31日残高	17,006	17,123	2,869	19,992	85,573	85,573	△255	122,316

項 目	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成30年4月1日残高	4,601	4,601	8	115,500
事業年度中の変動額				
転換社債型新株予約権 付社債の転換				8,709
剰余金の配当				△5,795
当期純利益				8,477
自己株式の処分				35
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△123	△123	△4	△127
事業年度中の変動額合計	△123	△123	△4	11,298
平成31年3月31日残高	4,478	4,478	4	126,798

メモ

独立監査人の監査報告書

令和元年5月10日

株式会社 安藤・間
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 内 田 好 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安藤・間の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安藤・間及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和元年5月10日

株式会社 安藤・間
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 文 倉 辰 永 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 内 田 好 久 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安藤・間の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、株式会社安藤・間の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成31年3月期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告書に記載のとおり、内部統制システムの運用について改善すべきところがありましたが、取締役が再発防止策により改善に取り組んでいることを確認しております。監査役会としては、今後も内部統制システムの構築と運用において継続的な改善が図られるよう注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月10日

株式会社 安藤・間 監査役会

常勤監査役 平 田 公 弘 ㊞

常勤監査役 長 南 典 生 ㊞

監 査 役 上 村 成 生 ㊞

監 査 役 高 原 將 光 ㊞

(注) 監査役上村成生、高原將光は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以 上

主な土木工事

■ 完成工事



工事名：厚幌ダム建設事業ダム本体工事
発注者：北海道胆振総合振興局

■ 受注工事



工事名：駒込ダム本体建設工事
発注者：青森県東青地域県民局



工事名：国道106号 箱石地区道路工事
発注者：国土交通省東北地方整備局



工事名：東西経済回廊整備計画（パッケージ1、ジャイン・コーカレー橋建設事業）
発注者：ミャンマー連邦共和国建設省

主な建築工事

完成工事



工事名：(仮称) 守山乳業株式会社神奈川工場新築工事
発注者：守山乳業株式会社

受注工事



工事名：(仮称) J A 神奈川県厚生連 相模原協同病院移転新築工事
発注者：全国農業協同組合連合会



工事名：広島国際学院高等学校校舎等改築工事
発注者：学校法人広島国際学院



工事名：D P L 新富士Ⅱ新築工事
発注者：新富士開発特定目的会社

■建築物へのカーボンフットプリントとカーボン・オフセットの適用

脱炭素社会の実現を見据え、建設事業に関連する温室効果ガスの削減を推進するには、建築物の運用段階のCO₂排出量の大幅な減少とともに、新築・改修段階でのさらなる削減が重要となります。

CO₂排出量の削減策の立案には、建設各段階のCO₂排出量の把握が必要です。そのためには、当社が国内で実建築物に初めて適用したカーボンフットプリント（CFP）^{*1}によるCO₂排出量の「見える化」（定量化）と、その排出量分をカーボン・オフセット^{*2}によりゼロとする手法が有効です。「見える化」により、削減効果の観点から資材、工法などの条件やオフセットの手法等の検討が可能となります。この「見える化」した情報を活用し、今後も積極的に建設事業のCO₂排出量削減に貢献していきます。

（※1）CFPとは「Carbon Footprint of Products」の略称で「製品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体（製品の一生）を通じて排出される温室効果ガスの総排出量をCO₂に換算した数値」で同排出量を表示する仕組み。

（※2）自らの努力では削減しきれないCO₂などの温室効果ガス排出量を、他の場所での削減・吸収により埋め合わせ、社会全体として温室効果ガスを減らす取り組み。



当社設計・施工による「東京貨物ターミナル駅事務所新築工事」（発注者：日本貨物鉄道株式会社）にカーボンフットプリント（CFP）とCFPに基づくカーボン・オフセットを適用

■遠方にある構造物を対象にした3D計測の新しい精度管理技術～モバイル・マッピング・システム～

当社と朝日航洋株式会社は、MMS（モバイル・マッピング・システム）をはじめとするレーザスキャナ装置による3D計測技術において、3D点群データなどの補正・検証方法を刷新することにより、計測データの精度を確保しながら、MMSによる遠方にある対象の出来形測量を効率化する精度管理技術を共同で開発しました。

本技術は、MMSだけではなく地上移動体搭載型レーザスキャナにも適用できるため、i-Constructionにおいて多様な計測エリアへの対応を可能にします。さらに近年多発する土砂災害に対して、精度管理手法が明確で、スピーディな3D計測を実現する本技術を活用することによって、人の立ち入りが困難な崩壊地の状況把握が可能になるなど、迅速な復旧・復興に寄与できるものと考えています。

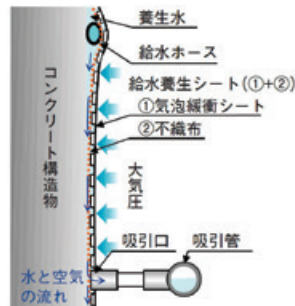


MMSによる工事現場の計測（MMSで切土法面を計測している様子）

■給水養生工法「アクアカーテン®」の適用実績が200万m²を突破

型枠を取り外したコンクリートの鉛直面やアーチ面に対して湿潤養生ができる給水養生工法「アクアカーテン®」は、平成22年8月の現場適用開始以来、その優れた効果と施工性、経済性が高く評価され、適用現場数は153に増加しました。また、適用面積は、平成29年に100万m²に達した後、平成31年1月には200万m²を超えました。これは、一般的な道路トンネルに換算すると100km程度の長さになります。

アクアカーテンは、水中養生と同等の湿潤養生環境を実現できることで、特にトンネルの覆工コンクリートの養生工法として、発注者や同業他社からの認知度が年々向上しています。さらに、「脱塩工法」ならびに「再アルカリ化工法」などの電気化学的工法への適用を可能とするなど、これからのインフラ維持更新事業に寄与する新工法としての開発も進めています。



アクアカーテン®の構成

■女性社員と男性管理職を対象にした「第2回女性フォーラム」を開催

平成31年2月に、本社で女性社員と男性管理職を対象とした「第2回女性フォーラム」を開催しました。このフォーラムは、女性社員のさらなるモチベーションアップを図るとともに、男性管理職のダイバーシティマネジメントへの理解を深め、意識改革に繋げることを目的として企画したものです。支店にも同時中継を行い、本社、支店あわせて234名が参加しました。

第一部では外部講師による講演が行われ、女性社員に向けて「自分らしいリーダーになろう」という力強い応援メッセージが送られました。第二部では、福富社長と当社の社外取締役3名（うち2名は女性社外取締役）によるパネルディスカッションを行いました。女性活躍推進や働き方改革において長年尽力されている社外取締役からは、他社での取り組み事例や実績が紹介され、新たな気付きを促す場となりました。

当社は、今後もこのような活動を行いながら、多様な人材が活躍しやすい会社づくりを行い、すべての社員にとって「やりがい」と「ゆとり」のある人生設計ができる会社を目指してまいります。



第二部・パネルディスカッション

■アナリストを対象とした現場見学会を開催

神奈川県建設工事現場において、機関投資家・アナリスト向けの現場見学会を開催しました。アナリストの皆さんに、建設業の最前線である現場をご覧いただき、当社事業への関心・理解をさらに深めていただくことをねらいとしています。

見学会では、現場における環境配慮や安全管理、品質管理、そして生産性の向上や働き方改革に対する取り組みなど多岐にわたるテーマが説明され、施工中の建物を見学していただきました。

当社は、アナリストの皆さんとのコミュニケーションや相互理解のための重要な機会として、引き続き見学会を開催していきます。



現場見学会の様子

会社の概況

- 商 号 株式会社 安藤・間 (呼称：安藤ハザマ)
(英文名：HAZAMA ANDO CORPORATION)
- 設 立 平成15年10月1日
- 資本金 17,006,123,275円 (平成31年3月31日現在)
- 目 的
1. 土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導の請負、受託およびコンサルティング業務
 2. 工事用品および機械器具の供給
 3. 不動産取引および不動産、有価証券の保有ならびに利用
 4. 土壌の調査・浄化工事の請負、廃棄物の収集、処理、処分等の事業およびこれらに関するコンサルティング業務
 5. 地域開発、都市開発および環境整備等に関する企画、設計ならびにコンサルティング業務
 6. 発電および電気、熱等エネルギーの供給事業およびこれらに関するコンサルティング業務
 7. 建築の請負を伴う不動産関連の特別目的会社への出資および出資持分の売買、ならびに信託受益権の保有および販売
 8. コンピュータの利用に関するソフトウェア、工業所有権およびノウハウの取得、開発、実施許諾ならびに販売
 9. 前各号に付帯する事業
 10. 前各号に関連する事業を他と共同経営しまたは他の事業に投資すること

[ウェブサイトのご紹介]

当社ウェブサイトでは、「株主・投資家情報」をはじめ、「サービス・ソリューション」や「技術／研究」など掲載しております。ぜひご覧ください。

<http://www.ad-hzm.co.jp/>



TOPページ

ネットワーク (平成31年4月1日現在)

■ 国内拠点

- 本 社 〒107-8658 東京都港区赤坂6-1-20
☎03-6234-3600
- 東 京 支 店 〒107-8658 東京都港区赤坂6-1-20
☎03-6234-3750
- 関 東 支 店 〒107-8658 東京都港区赤坂6-1-20
☎03-6234-3720
-
- 札 幌 支 店 〒060-0061 北海道札幌市中央区南一条西8-1-1
☎011-272-6500
- 東 北 支 店 〒980-8640 宮城県仙台市青葉区片平1-2-32
☎022-266-8111
- 北 陸 支 店 〒950-0082 新潟県新潟市中央区東万代町1-22
☎025-243-5577
- 静 岡 支 店 〒420-8612 静岡県静岡市葵区追手町2-12
☎054-255-3431
- 名 古 屋 支 店 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内1-8-20
☎052-211-4151
- 大 阪 支 店 〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島6-2-6
☎06-6453-2190
- 四 国 支 店 〒760-0040 香川県高松市片原町11-1
☎087-826-0826
- 広 島 支 店 〒730-0051 広島県広島市中区大手町5-3-18
☎082-244-1241
- 九 州 支 店 〒810-0041 福岡県福岡市中央区大名1-8-10
☎092-724-1131
- 技 術 研 究 所 〒305-0822 茨城県つくば市荻間515-1
☎029-858-8800

■ 海外拠点

タイ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ミャンマー、スリランカ、ラオス、カンボジア、ネパール、トルコ、メキシコ、米国、パナマ、ホンジュラス、南アフリカ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
配当金受領株主確定日	3月31日（期末配当） 9月30日（中間配当）
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行 証券代行部 https://www.tr.mufg.jp/daikou/ 電話 0120-232-711（通話料無料。オペレーター対応） 受付時間 土・日・祝祭日等を除く平日9時～17時 （郵送先）〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部（証券コード 1719）
公告の方法	当社ウェブサイトに掲載します。 公告掲載URL http://www.ad-hzm.co.jp/ir/announce.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載いたします。

株式に関するお手続きについて

お手続きの内容	お問い合わせ窓口	
・ 届出住所等の変更届 ・ 配当金の振込指定 ・ 単元未満株式の買取・買増請求 ・ その他株式に関するお問い合わせ	証券会社に口座をお持ちの株主様	口座を開設されている証券会社 ※株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできません。
	証券会社に口座をお持ちでなく、特別口座で株式を保有されている株主様	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ※電話番号などは下記「特別口座に関するお問い合わせ窓口」欄をご覧ください。

特別口座に関するお問い合わせ窓口

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部	電話0120-232-711（通話料無料。オペレーター対応） 受付時間 土・日・祝祭日等を除く平日9時～17時 （郵送先）〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 ※三菱UFJ信託銀行の本店・各支店でもお取り扱いいたします。 ※各種お手続き用紙のご請求は、以下のウェブサイトでも24時間受け付けております。 https://www.tr.mufg.jp/daikou/
------------------------	---

特別口座に記録された株式について

- ①株券電子化前に証券保管振替機構をご利用されなかった株主様の株式については、特別口座に記録されております。
特別口座は株式を売買するための取引口座ではありませんので、特別口座に記録された株式を売却するには、あらかじめ証券会社に株主様の取引口座を開設し、株式の残高を振り替える必要があります。
- ②株主様の口座への振替請求、単元未満株式の買取・買増請求、届出住所等の変更、配当金の振込指定等につきましては、各口座管理機関の前記連絡先にお問い合わせください。

単元未満株式（1～99株）を整理したい場合（買取・買増請求）

- ①当社株式の売買単位（1単元）は100株であり、単元未満株式（1～99株）は市場では売却できませんが、以下の方法をお取りいただくことが可能です。
 - ・単元未満株式の「買取請求」…所有されている単元未満株式を当社にご売却いただくもの。
 - ・単元未満株式の「買増請求」…所有株式数が100株単位となるよう、当社から株式を買増していただくもの。
- ②買取請求・買増請求の手続きは、単元未満株式が記録されている口座（証券口座または特別口座）によって窓口が異なります。詳細は、前記「株式に関するお手続きについて」をご覧ください。

配当金の口座受取りについて

配当金は、銀行口座や証券会社の口座でお受取りが可能です。

- ①配当金を銀行口座でお受取りの場合
 - ・登録配当金受領口座方式
ご所有の全ての銘柄の配当金を1つの銀行口座（ゆうちょ銀行は除く）でお受取りいただけます。お取引の証券会社のうち1社にお申し出いただくことで、全ての銘柄の配当金を同一銀行口座でお受取りいただけます。
 - ・個別銘柄指定方式
株式をご所有銘柄毎に銀行口座を指定して、配当金をお受取りいただけます。
- ②配当金を証券会社の口座でお受取りの場合
 - ・株式数比例配分方式
お取引の証券会社の口座で配当金をお受取りいただけます。平成26年1月から開始した「NISA」（少額投資非課税制度）において、配当金等を非課税とするには、株式数比例配分方式を選択していただく必要があります。

※配当金の口座受取りに関するご相談は、お取引の証券会社等（口座管理機関）にお申し出ください。

メモ



表紙：豊間・薄磯地区整備工事

福島県いわき市の沿岸部に位置する豊間・薄磯地区は、東日本大震災による津波で大きな被害を受けました。当工事は同地区の復興・整備のため、3カ所の丘陵を切り崩して造成を行い、その土を活用して海岸沿いの宅地や防災緑地等の整備を行う、全事業面積92.9haの土地区画整理事業です。工事は、がれき処理、まちづくりの基礎をつくる土工事、宅地整備の順に行い、およそ5年の工期を経て整備しました。当事業では一刻も早く復興を進めることを目指し、設計会社と総合建設会社がJVを組むCM（コンストラクション・マネジメント）方式が採用されたほか、近接する他の工事の工程と安全の管理も含めた「一体的マネジメント」により、円滑な事業推進が図られました。当社は建設事業を通して、今後も復興事業に取り組んでいきます。

発注者：独立行政法人都市再生機構



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。